

困ったとき、わからないときは…

# 消費生活センター 県民サービスセンター

# 相談 しよう!



### 消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

### 仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

### その他の相談窓口

#### 消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

#### 多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

#### 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局  
情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

### 相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター  
平日 9:00～17:00  
土・日 9:00～16:00  
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所  
県民サービスセンター  
月～金曜日 9:00～16:00  
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆引越シーズン到来です
- ◆民間賃貸住宅退去時のトラブル
- ◆平成23年度の消費生活トピックス

3 March  
月

第25号

## 引越シーズン到来です

3月と言えば、卒業や進学、就職、転勤などで新しい生活の準備を始める方が多い季節ですね。そしてこれらの準備に付きものなのが『引越』です。

県消費生活センターには、毎年引越に関するトラブルや相談が寄せられています。「荷物をなくされた」、「業者が約束どおりに来なくて、引越を延期することになった」、「荷物や住宅の壁などに傷をつけられた」といった相談です。

今回は、トラブルなく引越するためのポイントを御紹介します。よく知って、新しい生活がスムーズにスタートできるように準備しましょう。

## トラブルなく引越するためのポイント

### ポイント①

引越業者は、国土交通省からトラック運送事業者として許可されている“緑ナンバー営業トラック”を選びましょう。

### ポイント②

引越業者と契約する前に、契約やサービスの内容、荷物の紛失や破損があった時の補償について確認しましょう。

### ポイント③

引越の前には、荷造りした段ボールや荷物の数を数えておきましょう。また、貴重品は自分で管理しましょう。

### ポイント④

引越が終わったら、荷物の数が合っているか、壊れたものがないかなど、すぐに確かめましょう。



### ポイント⑤

荷物の紛失や破損に気付いたら、荷物を受け取った日から3ヶ月以内に、引越業者へ連絡しましょう。

# 民間賃貸住宅退去時のトラブル

前頁の『引越』に引き続き、この季節県消費生活センターに寄せられる相談で多いのが、「賃貸住宅を退去する際のトラブル」です。敷金・保証金等の返還、滞納家賃、修繕費用、更新料、原状回復、明渡しなどを巡り、借主と貸主との間の様々なトラブルの発生が考えられます。そこで今回は、賃貸住宅退去時のよくある疑問にお答えします。

そもそも『敷金』って何なの？



『敷金』とは、「借主の賃料の滞納や不注意等による物件の損傷・破損等に対する修復費用等の損害金を担保するために、契約時に貸主に預け入れる金銭」です。

滞納や物件の損傷・破損等がない場合、貸主は借り主に敷金を全額返金しなければなりません。



でも、敷金が全額返ってこなかったこともあるなあ。



原状回復費用を差し引かれることがあります。借り主が、破損や除去できない汚れをつけた場合や、エアコンや棚などを物件に取り付けた場合は、原状に戻す費用として敷金から差し引かれることがあります。

敷金が全額返されない場合、貸主から「原状回復費用の内訳」を明示してもらいましょう。



退去時の原状回復の基準ってあるのかな？



国土交通省では、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を作成し、原状回復の基準や負担割合を示しています。

詳しくは、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。（裏面に相談窓口を掲載しております。）



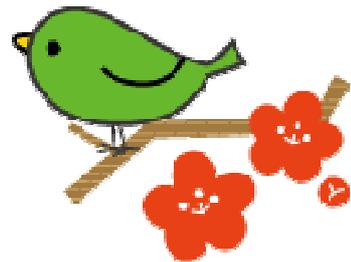
# 平成23年度の消費生活トピックス

昨年度末に発生した東日本大震災から、11日で1年が経過します。震災後、慌ただしくスタートした平成23年度は、宮城県史の中でも外すことができない1年として、後々まで語られることでしょうか。来年度は、県民一人ひとりが主体になって復興を進めるとともに、地域を再生、そして発展させるため、前進していきましょう。

今回は平成23年度末を迎えるに当たり、今年度の注目を集めた消費者問題や県消費生活センターに寄せられた相談を振り返ります。

## 4月・5月

- ❑ 震災に関連した消費生活相談が多数（ガソリン・賃貸借契約・住宅の修理など）
- ❑ 仙台弁護士会が震災ADRを開設
- ❑ ユッケ（生肉を使った料理）による集団食中毒が発生



## 6月・7月

- ❑ 震災に関連した消費生活相談が多数（賃貸借契約・保険・放射性物質など）
- ❑ 東北地方の高速道路無料化
- ❑ 節電の夏

## 8月

- ❑ 安愚楽牧場の経営破綻。この件に関する相談件数が増加
- ❑ 私的整理ガイドライン運用開始

## 9月・10月

- ❑ 東部県民サービスセンターが、改修工事の完了した石巻合同庁舎で業務を再開
- ❑ 気仙沼県民サービスセンターが、新気仙沼合同庁舎に移転し業務を再開
- ❑ 円相場が戦後最高値を更新
- ❑ 県内で振り込め詐欺再発の兆し

## 11月・12月

- ❑ ケンベイミヤギによる米の産地偽装発覚
- ❑ 「茶のしずく石罎」に関する相談件数が多数



## 1月・2月

- ❑ 当選商法に関する相談件数が増加。
  - ・「海外宝くじが当たったという手紙が届いたが信用できるか」といった相談。
- ❑ 復興庁発足

